

【延長】指定ごみ袋以外でも燃やすごみを出せます (臨時措置期間を8月8日まで延長)

日時	令和8年8月8日(土)まで
内容	<p>本市指定ごみ袋について、一部販売店で品薄・欠品の状態が依然続いており、市民の皆様が購入できないことがある状況となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、当初令和8年6月30日(火)までとしていた市指定ごみ袋に関する臨時措置の期間を、令和8年8月8日(土)まで延長することとしました。</p> <p>市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。 使用できる袋は、15Lから45Lの透明または半透明のポリエチレン製の袋で、中身が出ないように口を縛っていただく必要があります。</p> <p>なお、燃やすごみ以外の資源物、粗大ごみ、燃やさないごみなどについては、通常どおり指定の方法で出してください。ごみの収集日時・場所に変更はありません。</p> <p>【使用できない袋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段ボールや紙袋などポリエチレン製でない袋 ・中身が見えない袋 ・穴があり水分が漏れる袋 <p>※この臨時措置を延長する場合は、7月15日に市ホームページ及びSNSでお知らせするとともに、広報かこがわ8月号にも掲載する予定です。</p> <p>また、指定ごみ袋は通常どおり製造されていますので、必要分のみの購入にご協力ください。</p> <p>(初めて ・ 恒例 ・ 2回目)</p>
目的・背景 その他	<p>昨今の中東情勢の影響により、指定ごみ袋の原材料供給等に影響が生じ、製造事業者は通常どおり製造しているものの、店頭での指定ごみ袋が品薄となっている状態が続いているため。</p>
市ホームページ	<p>掲載済み ・ 掲載予定(●月●日) ・ 掲載しない</p>
広報かこがわ	<p>●月号に掲載 ・ 7月号に掲載予定 ・ 掲載しない</p>

問合せ先

加古川市環境政策課 079-426-5440 (担当: 馬田・山田)